

【給付金請求書類のご案内】

給付金請求の際、ご提出いただく書類をご案内します。

◆ 入院給付金をご請求の場合は、次の①と②をご提出ください。

- ①給付金請求書（共済会所定）
- ②医療機関が発行する次の書類または「申告書類」
 - ・「傷病名」の記載があるもの（入院診療計画書、退院証明書など）
 - ・「入院期間」の記載があるもの（入院費の領収書、診療明細書など）

*下表のいずれかの書類をご提出ください

請求内容	20日以内の入院	21日以上入院
入院	<input type="checkbox"/> 入院申告書+入院費の領収書写し <input type="checkbox"/> 退院証明書写しまたは、他社証明書写し <input type="checkbox"/> 入院診療計画書写し+入院費の領収書写し <input type="checkbox"/> 共済会所定の入院・治療証明書	<input type="checkbox"/> 退院証明書写しまたは、他社証明書写し <input type="checkbox"/> 入院診療計画書写し+入院費の領収書写し <input type="checkbox"/> 共済会所定の入院・治療証明書

注：共済会が必要と判断した場合には、上記以外の書類の提出を依頼する場合があります。

【給付金請求書ご記入のご案内】

給付金請求書のご記入についてご案内します。

■ 「給付金請求書」のご記入

次の内容をご記入ください。

- ・ 請求日
- ・ 契約者(給付金請求人)欄・・・住所、電話番号、氏名(押印)
- ・ 契約番号、契約者氏名、給付対象者氏名、続柄
- ・ 請求の内容・・・該当する項目をご記入ください
- ・ 事故の内容・・・事故による場合はご記入ください
- ・ 現在の状況・・・請求時点での状況をご記入ください
- ・ 受取口座・・・契約者名義(または給付金受取人名義)の口座をご記入ください

□ 「証明書費用」の補助について

入院を証明する書類として次の書類をご提出いただいた場合に、費用を補助します。

- ・ 医療機関所定の証明書原本
- ・ 共済会所定の「入院・治療証明書」原本
- ・ 1入院期間(入院日から退院日まで)について5,000円を限度に文書料相当額を補助します。

ご提出いただく書類に不備があると、給付金のお支払いが遅れる原因となりますので、必要事項はもれなくご記入、押印ください。

ご不明の点等がございましたら、ハピネス共済会までお問い合わせください。